

教育・保育の提供の開始にあたり、当園より説明すべき内容は、次のとおりです

1. 施設運営主体

事業所の名称	社会福祉法人 楽慈会
代表者氏名	理事長 森山 朋子
法人所在地	奈良県奈良市南京終町13番地4
法人の電話番号	0742-25-3550

2. 施設の概要

施設の種類	幼保連携型認定こども園			
施設の名称	藍咲学園			
施設の所在地	京都府木津川市木津川台5丁目4番地5			
連絡先	電話番号 0774-73-8300 FAX 0774-73-8303			
管理者氏名	園長 荒木 啓好			
対象児童	生後57日～小学校就学前の乳幼児			
利用定員 (年齢別)	<1号認定> 満3歳以上の小学校就学前の幼児のうち、2号認定以外の教育を必要とする幼児 15人 <2号認定> 満3歳以上の小学校就学前の幼児のうち、教育及び保育を必要とする幼児 108人 <3号認定> 満3歳未満で保育を必要とする乳幼児 96人			
	0歳児	24名	3歳児	41名
	1歳児	36名	4歳児	41名
	2歳児	36名	5歳児	41名
開設年月日	平成 29年 4月 1日			
事業所番号	XXXXXXXXXX			

3. 施設の目的・運営方針

★本園は、条例が定める設備の基準、その他の関係法令を遵守します

施設の目的	<p>社会福祉法人楽慈会が設置する幼保連携型認定こども園 藍映学園は、認定こども園であり、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育、満3歳未満の保育を必要とする子どもに対する保育並びに教育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図れるよう、適当な環境を与え、その心身の発達を助長するとともに保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。</p>
運営方針	<p>学園理念である【夢と希望に輝き、感謝と慈しみの心いっぱいに藍（愛）の花が咲き誇る学園】に基づき、生きる力の基礎と次世代を担う心豊かな乳幼児の育成に努める。</p> <p>(1) 生きる力の基礎と次世代を担う心豊かな乳幼児の育成 理念【夢と希望に輝き、感謝と慈しみの心いっぱいに藍（愛）の花が咲き誇る学園】に基づき、教育・保育の構築を図る</p> <p>(2) 「強い心、人を思いやる心、人を包む優しさ」を持つ乳幼児の育成</p> <p>① 一人ひとりの子どもを心から愛することで「強い心、人を思いやる心、人を包む優しさ」が育つとの信念に基づき、園児との信頼関係を十分に築きながら、安心して活動を展開できるようにする</p> <p>② 個々の発達に応じた環境を十分に整え、心身の発達に即応した教育・保育に努める</p> <p>(3) 家庭や地域社会との連携の促進 本園は、家庭や地域社会と連携を図りながら、教育・保育を展開する</p> <p>① 保護者の皆様への子育て支援として、子育て相談及び定期的な懇談会の開催等を行う</p> <p>② 園を取り巻く身近な地域社会と連携を持つことで、地域に住む一員としての自覚を持つとともに、広い視野と柔軟な心を育む</p>
教育保育方針	<p>○ 遊びの中での気付きや発見をもとに、集団生活の中で忍耐力・協調性を育て、将来の社会生活に対応できる、調和の取れた人間性豊かな子どもを育成する</p> <p>○ 子どもたちの無限の可能性を多方面から引き出し、心身共に健康なからだ作りを行い、日本の伝統文化や四季のすばらしさを肌で感じることができるようになる</p>
保育目標	<p>知育：好奇心をいっぱい持ち、疑問を発見に変え、自分らしさを表現できる力を育む</p> <p>体育：元気で丈夫な体のもと、失敗を恐れず最後までやり遂げる強い気持ちを育む</p> <p>徳育：礼儀正しく人との関わりを大切にし、相手を思いやれる心を育む</p> <p>食育：豊かな四季折々の食物に感謝し、食べることを通して、食の大切さや生きることの喜びを体で感じる子どもを育む</p>

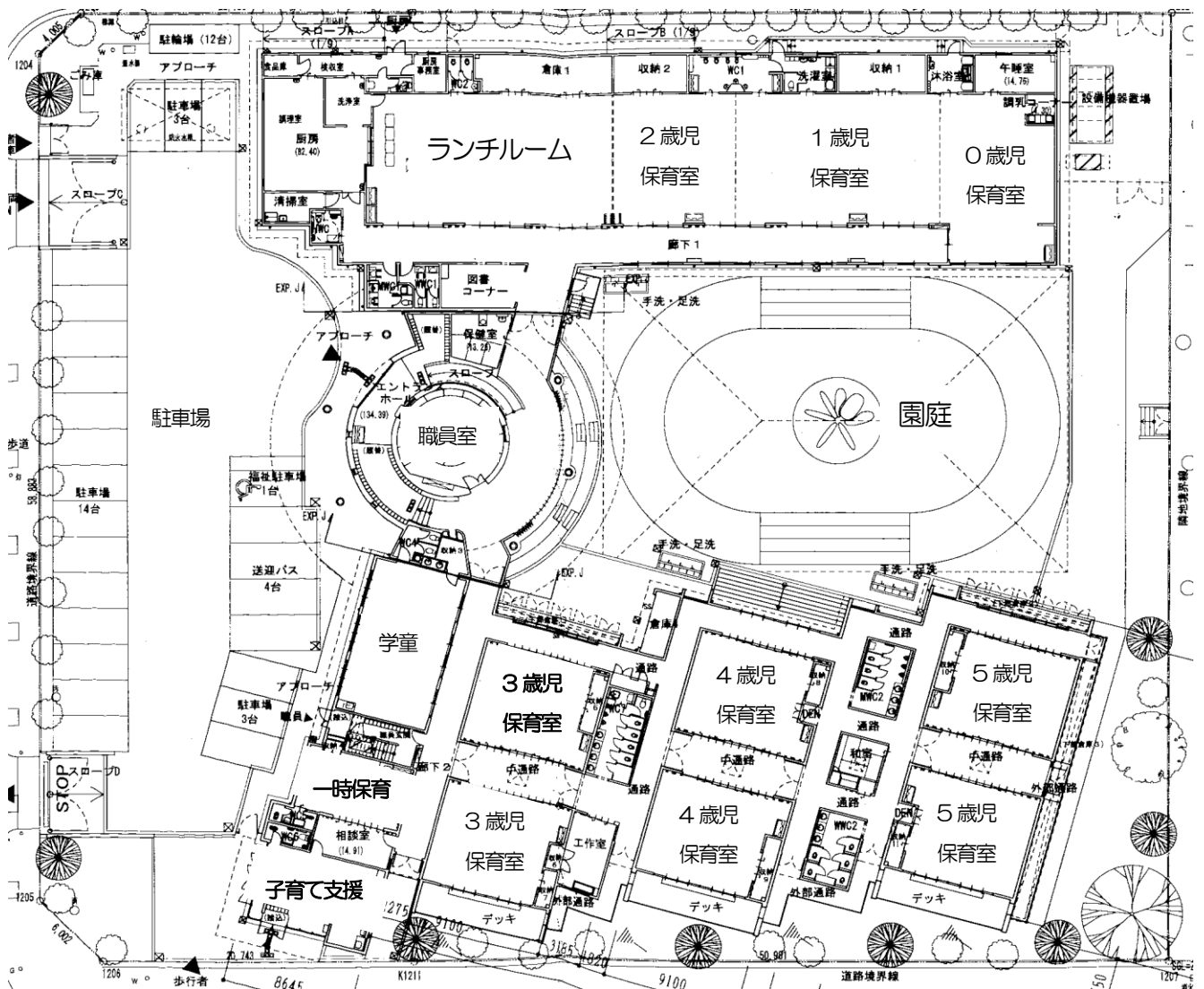
4 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	4997.96 m ²
	園庭	824.88 m ²
園舎	構造	木造一部 鉄骨
	延べ面積	2219.93 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室・ほふく室	1室	0歳児、午睡室、調乳コーナー含む
保育室	8室	
遊戯室兼ランチルーム	1室	
多目的室（一時保育室）	1室	
学童保育室	1室	
子育て支援・地域交流室	1室	
事務室・職員室	1室	



5. 職員の設置状況

職 種	員 数	備 考
園長	1	
副園長	1	
主幹保育教諭	2	
保育教諭	40	主任保育教諭・非常勤含
管理栄養士	1	
調理員	3	非常勤含
事務員	2	非常勤含
園バス運転手・用務兼務	4	非常勤

※ 当園では、京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例19条に定める基準に基づき、幼児教育・保育の提供に必要な職種について、上記に記載する員数を上回る職員を配置しています

6. 教育・保育を提供する日

開園日	月曜日から土曜日
開園時間	7時00分～19時30分（土曜日：7時30分～18時30分）

※ 地震、台風、大雪などにより、災害が予想される場合には、臨時に休園することがあります

※ 上記以外に感染症などの拡大を防止するための措置が、国・府・市のいずれかから発表された場合には、休園要請や自粛要請、臨時休園にすることがあります

認定区分	対象者	休園日
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前の幼児のうち、2号認定の子ども以外の幼児	土曜日、日曜日、祝祭日、及び年末年始（12月29日～1月3日）（※注） 夏季休業 冬季休業 春季休業（地域の小学校に準じる）
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする幼児	日曜日、祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）
3号認定子ども	満3歳未満で保育を必要とする乳幼児	

7. 教育・保育の提供時間

- ★ 就労証明書の提出をお願いします。変更がある場合には、速やかに再提出をしてください
- ★ 契約時間を変更して利用される場合には、「早朝・延長保育申請書」の提出をお願いします（毎月20日までをお願いします）

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定	教育標準時間（概ね4時間程度）	8時30分～13時30分（※注1）
2号認定	保育標準時間（最大11時間）	7時30分～18時30分（※注2）
3号認定	保育短時間（最大8時間）	8時30分～16時30分（※注3）

（※注1）7時から8時30分まで及び13時30分を超えて保育を必要とされる場合
預かり保育を利用することができます（別途利用者負担が必要）

（※注2）7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする場合
 （実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間及びその他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定させていただきます）

7時30分から18時30分までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由（リフレッシュ等は含まれません）により保育が必要な場合

7時から7時30分まで
 18時30分から19時30分まで } 時間外保育を提供いたします
 （時間外保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）

（※注3）8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする場合
 （実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間及びその他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定させていただきます）

8時30分から16時30分までの範囲以外の時間帯においてやむを得ない理由（リフレッシュ等は含まれません）により保育が必要な場合

7時から8時30分まで
 16時30分から19時30分まで } 時間外保育を提供いたします
 （時間外保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）

- 最終登園時間は、9時となっております
 都合によりやむを得ない場合を除き、9時までには登園していただきますようお願いします
 9時を超えての登園になる場合は、必ず園にご連絡いただきますようお願いします

8. 送迎について

- ① 保育申請時間を超えて保育が必要な場合や早くお迎えに来られる場合には、事前にご連絡をお願い致します
また、緊急時においても同様をお願い致します
- ③ 給食の準備の都合上、大幅に登園が遅れる場合や給食を食べない場合には、必ず、10時までにご連絡をお願い致します。10時を過ぎてご連絡がない場合には、給食の提供は出来ません

★ 自動車での送迎についての注意事項

○ 駐車をする時には、以下の事を必ず守ってください！

- ① エンジンを付けたまま、車を駐車場に放置しない
 - ② 駐車後は、必ず鍵をかける
 - ③ お子様を駐車場で遊ばせない
 - ④ 送迎の際には、速やかに帰る
 - ⑤ 車から降りた後や玄関を出た後は、必ずお子様と手をつないで歩く
- 1、四ツ池通りおよびイチョウ通りのうち、本こども園への進入および退出時に必要な範囲以外の、住宅地周辺道路に進入しないこと
 - 2、イチョウ通りに駐停車しない
 - 3、園駐車場から出る時、歩道をまたいでの停車はせず必ず停止線でお待ちください
 - 4、駐車場内での事故を未然に防ぐために、車から園入口までは必ず保護者の責任のもと、保護者とお子様は手をつないで歩いてください

9. 利用料金

★ 保育料などの納入は、口座振替をご利用ください（引き落とし日は、毎月15日）

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

木津川市がご家族の年収に応じて定める額を、お支払いいただきます

3～5歳児の2号認定の子どもは、保育料無償となります

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる利用者負担額のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます

毎月の支払額は、請求書にてお知らせします

※ 別表 早朝延長保育料金

	預かり保育（1号児）	
料 金	7:00～ 8:30	200円/30分
	13:30～16:30	200円/日（月極 3,000円）
	16:30～18:00	200円/30分（月極 4,000円）
おやつ代	100円/回	
備 考	対象園児：3歳～5歳までの1号園児 利用時間： 7:00～ 8:30 13:30～18:00 ※藍咲学園に通園する園児を対象とし、利用の際は事前申請にて受け付ける	

※ 別表 預かり保育料金

	2、3号（標準）	2、3号（短時間）
早朝（7:00～7:30）	200円/30分	
早朝（7:00～8:30）	200円/30分	
延長（18:30～19:30） 最長1時間	200円/30分	
	0.1歳児 7,000円/1ヶ月	
	2.3歳児 5,000円/1ヶ月	
	4.5歳児 3,000円/1ヶ月	
延長（16:30～19:30） 最長3時間	200円/30分	
	0.1歳児 21,000円/1ヶ月	
	2.3歳児 15,000円/1ヶ月	
	4.5歳児 9,000円/1ヶ月	

別表2 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目 (内容)	負担を求める理由及び目的	金額 (円)
制服	園の一員であることへの自覚	入園時 28,860～
体操服 (上下)	活動の促進	入園時 4,615
通園バッグ	登降園の身支度の推進と自立	入園時 6,720
サブバッグ		入園時 4,160
スモック	汚れ防止	入園時 2,990
カラー帽子	頭の保護及び紫外線防止	入園時 1,650
名札		入園時 235
らくじ会ワッペン	ブレザーとポロシャツにそれぞれ1枚ずつ必要	280
ICカード (リース代)	防犯・安全対策・登降園打刻簡略化	入園時 (1枚) 2,200
遠足代	園外での保育体験の実施	その都度実費徴収
卒園積立	卒園アルバム代金	月額 1,000
主食費	1・2号認定児にかかる給食費	月額 3,000
副食費		月額 4,500
出席ノート・シール	園児の朝の身支度・習慣促進	年額 945～
連絡帳	保護者との連絡用 (乳児用)	入園時 255
連絡袋	お便りの持ち帰り用	入園時 495
健康手帳	発育測定記録用	入園時 330
お道具箱	制作などの個人持ち道具整理用	入園時 1,080
シーツ代	午睡時の衛生環境保持用	入園時 4,800
なわとび	戸外での運動遊び用	入園時 525
オムツ代	ストック不足時の希望者のみ	使用分実費1枚100円

※非課税世帯及び年収360万円以下の世帯、兄弟が3名以上おられるご家庭の第3子以降は、木津川市に申請し認定されると副食費が免除される場合があります

※ 別表 教育・保育の質の向上を図るうえで、必要と認められる利用者負担

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
講師に係る費用	英語、体操 (3歳児以上)	月額 2,000円
絵本費	絵本を通して想像力や知的好奇心等を養う	月額 420円～
活動費(教材・行事等)	絵画・制作材料、遊びに必要な物、運動会・クリスマス・お正月 等	月額 700円

★ 行事の内容によっては、別途料金を徴収する場合があります

また、物価の変動により、年度途中でも金額を変更する場合があります

10. 利用開始について

本園では、1号認定児は本園の入園試験を合格したのちに本園への入園を決定します。また、2、3号認定児は木津川市の利用調整に基づき、支給認定を受けられたのち、保護者が入園に際しての説明を受け、重要事項説明書に同意された後に提供を開始します

入園後、入園児に申請された住所及び家族構成、緊急連絡先などに変更が生じた際には、速やかに報告してください

11. 利用契約の終了に関する事項

退園日の1ヵ月前までには、園及び木津川市にご連絡及び手続きをお願いします

当園は、以下の場合には、幼児教育・保育の提供を終了いたします

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により支給認定が取り消された時
- (3) 他の施設に転園する時
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じた時

12. 提供する教育・保育内容

幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の幼児教育・保育、その他の提供を行います

(1) 教育・保育及び時間外保育の提供について

乳児：養護を中心とした、個々の発達に即した内容

幼児：9：00～13：30までを教育時間とし、教育を中心とした内容

13：30～（時間外保育を含む）を「家庭的な保育時間」とし、家庭的な遊びを中心とした内容

＜教育時間の主な内容（一部抜粋）＞

- ・園児が自ら考え主体的に繰り広げる遊びや生活
- ・自然との触れ合い
- ・栽培体験や食育
- ・季節的な内容や行事 等

(2) 乳児慣らし保育について

- ① 初めてご両親の元を離れるお子様が無理なく馴染んでいただけるように、新入園児のお子様に「慣らし保育」を行います
- ② 慣らし保育は、初め1～2時間から行い、1週間から20日間くらいをかけて、徐々に保育時間を長くしていきます
- ③ お子様の園での様子を見ながら、保護者の皆様と相談をし、保育時間を決め進めます
- ④ 慣らし保育期間中も、通常の保育料が発生します

★ 幼児の慣らし保育は、5日間くらいをかけて2～3時間から徐々に保育時間を長くしていきます

(3) 特色ある教育・保育

- ① 専任講師による教育の実施（課内授業）※ 行事等の都合により、変更有
 ・外国人専任講師による英語教育（週2回）
 ※ ネイティブな外国人教師が常駐しています
 3～4歳を対象にした「英語教室」を行っています
 小学校の就学を見据え、5歳児を対象にした「英語教育」を行っています
 ・体育専任講師による体育教育（週1回）

- ② 午睡時間を利用した習い事（課外授業）の実施（各別途料金が必要です）

※ 行事等の都合により、変更有

・バレークラブ（毎週・月曜日）

・英語教室（毎週木曜日 ★学年ごとに1日ずつ体験）

・わんぱくキッズ体操クラブ（毎週水曜日・金曜日）

・学研教室（毎週月・火曜日 ★学年ごとに1日ずつ体験）

・エルプラットサッカー教室（毎週水曜日）

・書道教室（月2回 月曜日・火曜日）

・コパン水泳教室（毎週火曜日）

・ダンス教室（毎週・水曜日）

③ 情報教育の実施

5歳児を対象に、遊びの中で iPad を使用します。小学校以降において情報教育が導入されていることを受け、機器の使い方に慣れ、次世代に対応できる子どもの育成を目指します。

13. 食事の提供方法 等

★ 給食提供：月曜日～土曜日

(1) 食事提供時間帯

★ 園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		12時頃	15時30分頃	1号認定児には、午後 の間食の提供はあり ません。しかし、預 かり保育申込者は、 100円（1食）で 提供します。
4歳児		12時頃	15時30分頃	
5歳児		12時頃	15時30分頃	

(2) 調理内容及び献立表

- ・献立表は毎月別途、お知らせします。アレルギーをお持ちのお子様は、お子様のお名前を記載した個別の献立表を事前にお渡ししますので、記載内容をご確認の上、変更がありましたら担任にご連絡ください。確認が取れていないと、提供で

きなくなることがありますのでご注意ください。

- ・給食内容は、すべて自園調理にてご提供致します
食材は、契約農家等より購入しているものを使用します
おやつは、市販の物は使用いたしません。全て、手作りの物をご提供します
パンは、小学校の給食を意識し、週に1回主食として提供します

<アレルギー対応について>

- ・当園は、厚生労働省が策定する「保育所における食物アレルギー対応ガイドライン」を参考に、それに基づき適切な対応に努めます
- ・除去食の提供
- ・除去食の食器の色分け
- ・除去食を必要とする場合は、医師の診断書の提出が必要です。診断書は、園所定の用紙を随時提出していただきます
- ・保護者の方と連携し、提供致します

14. 嘱託医等

★ 当園は、以下の医療機関等と嘱託契約を締結しています

(1) 内科, 小児科

医療機関の名称	らくじクリニック
医 院 長 名	近藤 雄二
所 在 地	奈良市南新町19-1
電 話 番 号	0742-25-4165

(2) 歯科

医療機関の名称	らくじクリニック 歯科
医 院 長 名	近藤 雄二
所 在 地	奈良市南新町19-1
電 話 番 号	0742-25-4165

(3) 薬剤師

医療機関の名称	京都南学校薬剤師会
医 院 長 名	辻村 猛
所 在 地	京都府木津川市相楽城西83
電 話 番 号	0774-72-6514

注意) 健診を欠席された場合には後日受診をしていただき、結果を提出していただきます

- 年間1回の尿検査・内科検診(2回)・歯科検診(1回)を実施します
時期などの詳細については、お知らせします

15. 非常災害時の対応と緊急避難場所

万が一、地震や火災やなどが発生した際には、園庭東側のうるおい公園に一時避難します。その後、避難場所に移動します。

園には、備蓄物として「乾パン」や「そのまま飲めるミルク」などを常備しています。

第一次緊急避難場所	京都府木津川市立木津川台小学校 〒619-0225 京都府木津川市木津川台2丁目4番地 (0774)73-2418 ★園より東に向かい歩いて15分～20分
-----------	---

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします																				
園舎の耐火構造	耐火建築物																				
防災設備	<table border="0"> <tr> <td>・消火器</td> <td>有</td> <td>・非常灯</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>・自動火災報知機</td> <td>有</td> <td>・誘導灯</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>・ガス漏れ報知機</td> <td>有</td> <td>・非常警報装置</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>・非常用電源</td> <td>有</td> <td>・スプリンクラー</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理</td> <td>有</td> </tr> </table>	・消火器	有	・非常灯	有	・自動火災報知機	有	・誘導灯	有	・ガス漏れ報知機	有	・非常警報装置	有	・非常用電源	有	・スプリンクラー	有	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理			有
・消火器	有	・非常灯	有																		
・自動火災報知機	有	・誘導灯	有																		
・ガス漏れ報知機	有	・非常警報装置	有																		
・非常用電源	有	・スプリンクラー	有																		
・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理			有																		
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します																				

※ 非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています

※ 毎月1回、地震及び火災を想定し、避難訓練計画に基づき避難訓練を実施
非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しています(1年に1回、消防署の指導の下に通報訓練、消火訓練を行います)

防火管理者	森山 憲克
消防計画届出年月日	相楽中部消防組合消防本部 2017年 4月1日

相楽中部消防組合消防本部	0774-72-2119
木津警察署	0774-72-0110

16. 怪我や病気などの緊急時における対応

○ 体調急変

- ① お預かりしている園児に体調急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います
- ② 怪我や病気の状況により、嘱託医に相談するなどの措置を講じます
- ③ 保護者と連絡がとれない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、しかる

べき対処（近くの病院への搬送、救急車の要請 等）を行いますので、あらかじめご了承ください

○ 怪我について

本園でお子様が生きておられる間は、職員一同、細心の注意をはらい保育を行うよう努力をしておりますが、「友達とぶつかってこけた」「遊具に頭をぶつけた」等、小さな怪我から大きな怪我まで、毎日の生活の中では予測できない状況で怪我をしてしまうことがあります。その際には、精神誠意をもってお子様の怪我の治癒に向けて努力させていただきます。

<怪我発生時の対応の流れ>

1. 園長及び副園長、職員とで怪我の発生状況及び患部を確認し、怪我の状況に応じて必要であると判断した場合には病院の診察を受けます

① 病院が決まりましたら、保護者の皆様にご連絡致します

② 診察後、保護者の皆様立ち合いのもと、主治医の先生より診察内容を聞きます

③ 場合により、保護者の皆様がお仕事の都合でお越しいただけない場合には、本園職員が代わりに聞いておき、お迎えの際にお伝えします

★ CTやレントゲンなどを受ける際には保護者の同意が必要になりますので、再度ご連絡させていただきます

2. 治療費については、次のように対応させていただきます

治療にかかる費用は、全額園が負担いたします。しかし、以下のご協力をお願い致します。

① お子様の保険証や乳児医療証を使わせていただくことがあります

② 本園入園時に加入していただいている「独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付制度（賠償責任保険）」に申請をします

治療が全部完了した際に、病院にて治療に関する点数表をいただき、既定の点数を満たしている場合には申請を行います。後日、園に支給された給付金を、園事務所より保護者の皆様にお渡し致します

（独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付制度について）

<賠償責任保険の災害給付制度の加入について>

★ 入園時に、以下の保険に加入していただきます

この保険は、園における不慮の事故などに備えて、その治療費や見舞金を給付する、保護者の皆様に任意で加入していただいている保険です

※ 支払いには、2～3ヶ月の期間を要しますのでご了承ください

※ 支払いに際しては規定がありますので、申込の際の書類を熟読してくださいませう、お願い致します

保険の種類	全国私立保育園連盟保険制度「ほいくのほけん」
	日本スポーツ振興センター
保険の内容	相手方への賠償 園児の傷害 見舞い費用
保険 金額	200～500円（年間）

17. 感染症への対応

- 園は、乳幼児が集団で長時間生活する場所です。感染症の集団での発症や流行を防ぐことはもちろん、一人ひとりのお子様が1日を快適に過ごせるようにすることが大切です

そこで、下記の感染症については、当園の目安を参考にいただき、必ず医師の診断に従い、長時間の集団生活に対応できる状態に回復してから登園をしてください

★ 登園される場合には、事務所にお声掛けいただき「登園届」を保護者が記入し、提出してください

★ 万が一、本人及び兄弟姉妹が感染症に感染した場合には、園にご連絡ください
感染症の発症までに潜伏期間があることから、ご兄弟様の健康状態によっては、登園自粛をお願いすることがあります

感染症名	潜伏期間	感染しやすい時期	登園のめやす
溶連菌感染症	2～4日	咽頭に溶連菌が存在する間	抗生物質治療開始後24時間を経て全身状態が良くなってから
手足口病	3～5日	急性期 (ウイルス排泄は2～4週間)	食事ができて元気がよければ登園可
マイコプラズマ感染症	2～3週間	2週間前後	症状が改善し、全身状態がよくなってから
伝染性紅斑(りんご病)	10～20日	発疹出現前の約1週間	発疹出現時は元気がよければ登園可
感染性胃腸炎 (ノロ・ロタ・アデノウイルス)	1～数日	症状がある間と症状消失後1週間	嘔吐、下痢等の症状が治まり普通の食事がとれるようになってから
ヘルパンギーナ	2～4日	発症前日～数日 (ウイルス排泄は2～4週間)	主な症状が消失し、全身状態が良くなってから
RSウイルス感染症	2～8日	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態がよくなってから
带状疱疹	2～3週間	水疱を形成している間	全ての発疹が痂皮化してから
突発性発疹			解熱後元気になってから

感染症名	潜伏期間	感染しやすい時期	登園の目安
麻疹(はしか)	10～12日	発症1日前から発疹出現後4～5日	解熱後3日を経過してから
風疹	2～3週間	発進出現終日前から5～7日後	発疹が消失してから
インフルエンザ	1～2日	発症後約3日は感染力が強い	発症後(症状が出て)5日、かつ解熱後3日を経過してから
水痘(水ぼうそう)	11～20日	水疱出現前1日から後6日	すべての発疹が痂皮化してから
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	2～3週間後	発症数日前から症状消退まで	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が出て5日を経過し、かつ全身状態が良好になってから
咽頭結膜熱(プール熱)	5～7日	発症数日前から後約5日	主要症状が消退した後2日経過してから
結核	1ヵ月～数年		感染のおそれが無くなってから
髄膜炎菌性髄膜炎	2～4日		感染のおそれが無くなってから
百日咳	6～15日	発症後約3週間(治療で短縮)	特有の咳が消失するまで、または5日間の抗菌剤による治療が終了してから
腸管出血性大腸菌感染症	2～14日	多くは数日内	おもな症状が消失し、医師が登園許可と認めてから
急性出血性結膜炎	1～2日	発症後約1週間	医師が感染のおそれがないと認めてから
流行性角結膜炎	1～2週間	発症後約2週間	医師が感染のおそれがないと認めてから
新型コロナウイルス感染症	1～14日(概ね5日くらいで発症)	症状が出た2日前から発症後7～10日	基本5日、且つ、症状軽快後1日を経過するまで

<お知らせ>

木津川市病児・病後児保育室「ひまわり」利用案内

保護者がお子様の看病ができないときに病氣中又は病氣の快復期にあるお子様を一時的に預かるシステムがあります。

連絡先) 木津川市 健康福祉部 家庭児童係

電話 0774-75-1219

F a x 0774-72-0553

18. 新型コロナウイルスへの対応

1. 令和5年5月8日に、感染症法上の位置づけが5類に変更がされたことを受け、学校保健法施行規則の改定が行われました
当該改正を踏まえて、「保育所における感染症対策ガイドライン」における内容に基づき対応致します
2. 新たな新型コロナウイルスなど異常事態が発生した際には、厚生労働省及び京都府、木津川市の指導を受け、休園措置及び個々への対応を実施致します
3. 本園は、認定こども園であるため、学校保健法施行規則の関係規定が準用されます

学校保健法施行規則の改訂

- ・新型コロナウイルス感染症を学校保健安全法体系における〔第2種感染症〕（児童生徒の罹患が多く、学校で流行を広げる可能性が高い感染症）に位置付けられる
- ・新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準を「発症（0日）から5日経過し、且つ、症状軽快後1日を経過するまで」とする

マスクの着用に関しては、以下の通りとする

- ・2歳児未満児の着用は、推奨しない
- ・2歳児以上においても、マスクの着用は求めない

しかし、基礎疾患があるなどの様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する子どもや保護者に対して適切に配慮するとともに、換気の確保などの必要な対策を講じる

- ★ 以前と違い、ご家族が新型コロナウイルス感染症にかかられた際には、感染していない方々は登園していただけます。ただし、保護者の方々が感染されている場合には、園内にはお入りいただくことはできませんので、園駐車場から事務所に連絡をしていただきましたら、職員が園駐車場にお迎えに行かせていただきます
尚、家庭保育にご協力いただける方は、ご協力の程、よろしくお願い致します

19. 感染症に感染及び欠席時の副食費の返金

副食費の返金に関しては、本園の規定に基づき行わせていただきます。

園より新型コロナウイルス等の感染症で家庭協力を要請した場合や、当人が感染した等で欠席を余儀なくされた場合、不慮の怪我や事故などで欠席された場合には、以下の通り、給食費の返還を致します。手続きの関係上、2～3ヶ月の期間を要しますので、ご理解よろしくお願い致します。

- 病気やケガ等、園での生活が困難で欠席をされた場合には、副食費（4,500円）を次の算出にて返金する

(1ヶ月を20日として算出)

欠席日数	返金額
20日以上(出席0日)	2,250円を返金(4,500円の半額)
15日～19日(1～5日出席)	1,125円を返金(4,500円の4分の1)
14日以下(出席6日以上)	返金なし

○ 個人が欠席を2週間前に申し出ている場合の返金

返金基準日数	返金額
1～4日の欠席	返金なし
5日以上欠席	4,500円を20日の日割り計算にて返金する (225円/日) 例) 10日欠席の場合 $225円 \times 10日 = 2,250円$

※ 藍咲学園では、インフルエンザなどの出席停止に関しては、返金はありません

- ★ 各ご家庭の判断で欠席された場合は返金の対象となりません。ご了承ください
- ★ 保育料の返金に関しては木津川市が決めることですので、返金申請の連絡がありましたら、ご連絡致します

20. 気象警報時の対応

○ 気象情報について

★ 気象警報区 : 「山城南部・木津川市」区域

(令和4年度までは「京都南部」も含まれておりましたが、令和5年度より変更致しました)

警報発表及び解除後は、地域や園によっては休園が続く等対応が分かれるため、本園職員の中にも小さな子どもをかかえており勤務が難しくなるものがあります。その場合には、限られた職員での合同保育となりますので、家庭保育が可能なご家庭は、何卒、ご協力をお願い致します

- ・「特別警報」が発表されたら、登園を控えてください
- ・「大雨警報」「暴風警報」「洪水警報」「大雪警報」等、いずれかひとつでも警報が発表されたら、在宅時—自宅待機となります
在園時—警報を確認の上、園児の安全を配慮して、各家庭で自主的に迎えに来てください

※ 気象庁によると「警報は、重大な災害が起こると予想されたときに発表されるもの」であるため、発表されている限りは、その時が晴れていても、非常に危険であると考えて行動することが重要です

※ 園バス運行について

以下の時間帯で警報が発表されている場合、園バスの運行は致しません。

・朝お迎え：6時半 夕方お帰り：16時半

※学童バスについて

小学校が開校されている場合には、お迎えに行きます。

★ 入園後に、再度詳しい手紙を配布致しますので、ご熟読ください

2.1. 要望・苦情等に関する相談窓口

★ 当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 園長 荒木 啓好 ・ご利用時間 8：30～17：00 ・電話番号 0774-73-8300 ・FAX 0774-73-8303 ★ 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください
第三者委員	中井 猛信 瀧口 佳徳 電話番号 090-3992-6512 090-8524-5455

※ 上記のほか、園内への要望・苦情等に係る投函箱を設置しています

※ 本園は、私立の認定こども園です。木津川市の運営している公立園ではありません

2.2. その他保護者に説明すべき事項

1. 活動について

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください

2. 欠席・遅刻・連絡事項について

- ・欠席、遅刻される場合は、早めに（前日か当日9時まで）にアプリにて連絡してください。もしくは電話でお知らせください
- ・電話連絡時には、必ずお子様のクラス名・名前・関係（父・母・祖父母等）をまずお知らせください
- ・住所・勤務先・緊急連絡先・健康保険証が変更になった場合は、必ず園までお知らせください
- ・朝の体温・降園時間などを登園時に記入していただきますので、ご協力よろしくお願ひ致します

3. 守秘義務及び個人情報の取り扱いについて

- 園児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内にて、使用します
 - 1 小学校への円滑な移行、継続が図れるよう、入学する予定の小学校との間で情報を共有する
 - 2 市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の情報は、給付事務に必要な範囲に限り利用する

- 3 他の保育所、幼稚園、こども園等へ転園する場合、その他、兄弟姉妹が別の施設に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行う
- 4 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行う

4. 虐待の防止のための措置について

- 当園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます
 - (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
 - (2) 職員による、子どもに対する虐待等の行為の禁止
 - (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
 - (4) その他虐待防止のために必要な措置

- 保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者（保護者等、当園を利用する子どもを現に養育する者）による虐待の事実を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、木津川市こども未来部・児童相談所等、適切な機関に通告いたします

5. 個人情報保護に対する対応について

- 基本方針

個人情報の重要性を認識し、その適切な保護のために自主的なルールおよび体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令および厚生労働省のガイドラインを遵守し、利用者の個人情報の保護を図ります。

- 対象となる個人情報

掲示・掲載物、園行事、各クラス展示・掲示物等への子どもの写真及び名前等の掲載

 - ① 園内の靴箱やロッカー 等
 - ② 健康・降園時間記入ファイル、プール利用記載ファイル
 - ③ 園児の制作物・絵画
 - ④ 園内掲示物（玄関や保育室等）、スライドショー
 - ⑤ 市への提出物（事務的文書 等）
 - ⑥ リコーそだちえ（登録型園写真購入サイト）

- ★ 藍咲学園のホームページに掲載する場合には、個別に掲載ページをご確認いただきます
- ★ 園が撮影した写真については、同意を得ずに目的外に使用することはありません
- ★ 入園後、毎年、「個人情報同意書」の提出をお願いします
- ★ 基本的に、全員の方に提出をお願いしております。ご協力をお願い致します
- ★ 「個人情報同意書」提出期日について

在園児は3月初めごろに「個人情報同意書」を作成し、保護者の同意をいただきます。新年度の準備等もありますので、期日内での提出にご協力下さい。
- ★ 「個人情報同意書」の提出がない方について

園児の活動や行事等の様子は、園内や玄関に掲示し玄関でご覧いただけるようにします。しかし、個人情報同意書への同意のない人は、削除させていただきますのでご了承

承ください(個人的な削除が難しい写真や動画などは、販売や掲示を致しませんので、ご了承ください)

6. 保護者によるネット等への園児及び園内活動の様子の配信について

- 各ご家庭においての、X(旧ツイッター)、インスタグラム等への勝手な配信は、禁止をさせていただいておりますので、ご協力をお願い致します

7. 保護者の皆様との情報共有について

- 乳児クラス

お子様の体調など、本日の保育に必要な情報があれば連絡帳にご記載ください。

担任保育士は午後の午睡時間に確認をいたしますので、お急ぎの内容は、直接お伝えいただきますようお願いいたします。

- 幼児クラス

お子様の体調など、本日の保育に必要な情報は、登降園の際に保育教諭へお伝えください。幼児クラスでは、日々の保護者の皆様とのコミュニケーションを優先させていただき方針を取っている為、連絡帳の活用をしない運用について、ご協力をお願い致します。

また、保護者の皆様に安心していただけるよう、大切なお子様の成長や園での姿をお伝えする機会(懇談会や個人懇談等)を作り、コミュニケーションを図りながら、保護者の皆様と共にお子様の成長を支えていきたいと思っています。

8. お子様の園での生活に必要な情報について

- 「登園・体温等記入表」へのお子様の情報記入のお願い

毎朝のお子様の体温や降園時刻などを、エントランス及び乳児クラス前に置いているファイルにご記入いただきますようお願い致します

- 遅刻、欠席、早退などについて

全園児、遅刻、欠席、早退、幼児クラスの課外授業の欠席等に変更がある場合には、毎朝9時までには、保護者の責任において、「らくらく園児管理」にご入力ください。ご理解いただき、ご協力をお願い致します

9. 入園式及びお祝いの会について

令和8年までは、新3歳児のお子様の入園式への参加は希望性とします。

令和9年度以降は、新3歳クラスの1号認定及び2号認定児全員を対象にした「入園式」を行います。

0歳児より2歳児までのお子様は入園が随時あることから、その都度、クラスにて「お祝いの会」を担当保育士とクラスのお子様全員とで行います。

※ 0～2歳児を対象とした入園式は実施していませんので、ご了承ください